

他都市における外部委託の調査結果について

平成30年度に、四国県都3市と小松島市及び人口10～30万人程度、またHP等で外部委託の実施が確認できた都市（22市）の計26市を対象に、外部委託の調査を実施し、松山市以外の25市から回答が得られた。このため、松山市については、過去の調査結果やHPを参考にした。

調査結果については、調査項目のうち、本市にとって参考になるとと思われる項目についてまとめた。〈別紙参照〉

1 外部委託の実施状況

(1) 委託の有無

- ・実施している・・・25市
- ・実施していない・・・1市

開始時期

平成7年度～	1市	平成18年度～	4市
平成9年度～	1市	平成19年度～	2市
平成12年度～	3市	平成20年度～	2市
平成14年度～	3市	平成22年度～	1市
平成15年度～	3市	平成23年度～	2市
平成16年度～	1市	平成27年度～	1市
平成17年度～	1市		

平成7年度から委託を開始しているA市は、当初中学校の給食センター1ヶ所（8校分）設立に伴って外部委託を開始したが、平成12年から順次、単独調理場の委託を始め、現在、小学校は自校方式25校とセンター方式1ヶ所（3校分）の委託を実施している。中学校は、自校方式（10校）とセンター方式2ヶ所（10校分）の計20校の委託を実施している。小中学校とも、完了の予定は立っていない。

平成9年度から開始しているB市は、全て自校方式（28校）の調理場であるが、毎年委託校を増やし、平成19年度までに全小学校の委託を完了している。中学校については、元々給食は未実施であったが、平成28年に全15校を対象にデリバリー方式（委託）により開始している。

平成19年度から開始しているC市は、平成19年度から小学校の外部委託を開始し、平成26年度までに全32校中15校の委託を実施しているが、その後は、委託が進んでいない。担当者によると、当初から半数程度を委託することが目標で、現時点においては、今後の委託の具体的な予定はないとのことである。

平成21年度から開始しているD市は、委託する学校の選定について、①6コミセン単位で小学校1校、②在籍児童数、③給食施設等の整備状況、④調理員数、⑤費用

対効果の5項目から総合的に判断し、計画的に実施している。平成21年度から3カ年計画で6校、平成26年度から2カ年計画で6校、計12校の委託を実施している。その後も、平成30年度から5カ年計画で6校の委託を計画（30年度に3校委託完了）しており、平成35年度（令和5年度）以降についても、調理員人員状況や調理場施設の状況に応じて計画的に委託を進めていく予定となっている。

(2) 現在の外部委託実施数

(小学校)

全校実施	2市
一部実施	21市
未実施	3市
配送業務のみ	1市

(中学校)

全校実施	4市
一部実施	13市
デリバリー方式	5市
未実施	3市
給食未実施	1市

小学校で全校完全委託をしているところは2市あり、両市とも全校自校方式の調理形態である。

中学校で全校完全委託（デリバリー方式を除く）をしているところは、4市あるが、全てセンター方式のところは3市と、自校方式とセンター方式の併用が1市あった。

2 外部委託した理由

外部委託しているほとんどの市が、行政改革（財政健全化計画）の一環として、経費削減を目的として外部委託を開始している。その他の理由としては、民間事業者の専門的な技術、知識の活用による学校給食の充実・多様化（行政サービスの向上）などがあげられている。

また、中学校給食を開始するにあたって、（市が調理場を持たず）デリバリー方式により外部委託を導入したところや、給食センター新規開設時の試算の結果、委託の方がコスト軽減が図られると考え、外部委託を導入したところが2市あった。

3 食材の購入方法

市（教育委員会、栄養教諭など）が作成した献立表に基づき、市または学校給食会が購入する方法（22市）、または学校（調理場）ごとに栄養士が献立表を作成し、各学校（調理場）が購入する方法（4市）の2通りで、委託業者が献立作成や食材の購入をしているところはなかった。

4 外部委託の内容

(1) 委託業務内容

委託を実施している全ての市が、調理、配缶、洗浄、残滓処理、その他附帯業務などの業務を委託している。

センター方式の場合は、これらに配送、回収業務が加わる。配送、回収業務だけを

別途、指名競争入札により業務委託しているところが1市あった。

また、2市では、炊飯業務も委託している。

(2) 業者選定条件

一般（指名）競争入札及び公募型プロポーザル方式による業者選考ともに、参加業者の資格要件は、概ね次のとおりであった。

- ・法人格を有し、安定かつ健全な財政能力があること。
- ・市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ・県内又は市内に本店、支店、営業所等の拠点があること。
- ・大量調理施設（学校給食等）での受託実績（3年以上）があること。
- ・地方自治法施行令第167条の4に該当しないこと。
- ・食品衛生法に基づく営業停止処分を受けていない（過去3年以内）こと。
- ・国税、地方税を滞納していないこと。

(3) 業者決定方法

① 決定組織・人数

プロポーザル方式を実施のところは、全て選考委員会を設置しており、人数は多いところで15名という市もあったが、6～7名程度のところが多かった。

手順としては、まず資格等の確認ため書類審査による一次審査を行い、次に二次審査として、プレゼンテーションやヒアリングを行い、選考委員会により評価を点数化し、最終決定を行っていた。

② 決定方法

小学校（委託実施23市）

- | | |
|-------------------|-----|
| ・公募型（指名型）プロポーザル方式 | 15市 |
| ・指名競争入札 | 4市 |
| ・一般競争入札 | 4市 |

中学校（委託実施22市）

- | | |
|-------------------|-----|
| ・公募型（指名型）プロポーザル方式 | 18市 |
| ・指名競争入札 | 3市 |
| ・一般競争入札 | 1市 |

ほとんどが公募型プロポーザル方式であったが、一般または指名競争入札を実施しているところもあった。

単独調理場の委託については、全て一般競争入札で決定し、センター方式の調理場は、公募型プロポーザル方式で決定していた市が1市あった。

また、指名競争入札を行っているが、選考委員会が入札前にプレゼンテーションや書類審査を行い、指名業者の適否を判定していたり、一般競争入札を行っているところについても、条件付きや制限付きで実施したりしており、不適切な業者が参入できないよう選考を行っていた。

(4) 委託期間及びその後の決定方法

3年または5年の契約の市が多く、それ以降の契約も当初の決定方法と同じ方法（公募型プロポーザル方式など）により決定しているところが多かった。

なお、導入当初は公募型プロポーザル方式であったが、数年を経て、応募業者が変わらないため、指名競争入札に切り換えたところもあった。

また、1年契約のところもあるが、翌年度の契約は随意契約を行っていた市もあった。

5 外部委託のメリット

(1) 経済効果

直営の場合に要していた経費と委託料との差額を算出してもらった。

本市と同じ自校方式を委託したE市の場合、平成23年度～28年度に小学校19校を委託し、総額で約270,000千円（1校当たり14,210千円）の経費削減ができています。

また、F市は、平成18年度から平成29年度までに委託した小学校10校の平均として、1校当たり7,846千円の経費削減ができたと回答しています。

G市は、平成29年度の試算で小学校6校を委託し、約20,000千円（1校当たり3,330千円）としている。

ただし、今回の数字は、委託した学校の調理員数や人員構成まで回答内容に含めていなかったため、あくまで参考程度である。

(2) その他メリット

- ・調理員の労務管理が軽減された。
- ・安全衛生管理が強化された。
- ・栄養教諭の食育指導が充実できた。

6 外部委託のデメリット

- ・急な人の入れ替わりがあり、調理技術の浅い人が配置されることがある。
- ・光熱水使用量が増加傾向になった。
- ・すべてをパート職員で配置すると考えると外部委託の方が高くなった。
- ・業者が変わった時、引継期間が短く人員も変わるためスムーズな移行が困難な場合がある。

以上